日本の 国の 年金

1 国民年金＜みんなが はいる 年金＞

みんなが はいる。

2 厚生年金保険＜会社で はたらく人の 年金＞

会社で はたらく人は、国民年金と厚生年金保険に はいる。

20歳から 60歳までの人	(1) はいる人	70歳より わかくて 会社で はたらく人
① 住民票が ある 市役所や 区役所へ 行く。 ② 年金のことをする ところ（年金窓口）で 手続する。	(2) はいる 方法	会社が あなたの 代わりに 手続する。
1ヶ月 16,490円（2017年度）	(3) 保険料 ＜年金保険の お金＞	所得＜収入の 中で 税金が かかる お金＞で お金が ちがう。会社と あなたが 半分ずつ はらう。
国民年金の 脱退一時金を もらう。（1-2(4)を みて ください）	自分の 国に 帰るとき	国民年金と 厚生年金保険の 脱退一時金を もらう。（2-2(4) を みて ください）